

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第109号	
事故等種類	衝突（防波堤）	
発生日時	平成23年6月17日 03時33分ごろ	
発生場所	兵庫県洲本市洲本港内の防波堤（外）南東端 洲本港南防波堤灯台から真方位070° 100m付近 （概位 北緯34° 20.8′ 東経134° 54.3′）	
事故等調査の経過	平成23年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水先艇 べいぱいろっと7、18トン	
船舶番号、船舶所有者等	291-42912兵庫、大阪湾水先艇株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	軽傷 1人（次席船長）	
損傷	本船 左舷船首部に亀裂を伴う擦過傷、ブルワークを破損等 防波堤（外） なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、水先人4人を乗せ、平成23年6月17日03時00分ごろ洲本港（本港）を出港し、レーダーを作動して約7.0ノット（kn）の速力で‘洲本港の防波堤（南）及び防波堤（外）（以下「本件防波堤」という。）との間の開口部’（以下「防波堤入口」という。）に向けて航行した。</p> <p>船長は、手動操舵により、操舵室の上部両舷に設置されたサーチライトを左右に向けて照射し、右舷側の防波堤（南）や洲本港南防波堤灯台を確認しながら防波堤（南）に沿って北東進した。</p> <p>船長は、洲本港南防波堤灯台が右舷正横付近となったとき、防波堤入口に向けて右転を始め、舵を中央に戻してサーチライトを消灯し、約13.0～15.0knに増速して間もなく、03時33分ごろ本船が本件防波堤南東端付近に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.80m、船尾約1.80mであった。</p> <p>本件防波堤の南東端には、標識灯（灯質 単閃赤光、毎4秒に1閃光）が設置されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、洲本港の防波堤入口付近をサーチライトで防波堤等を確認しながら東進中、船長が、防波堤入口に向けようとして右転を開始し、サーチライトを消灯したものの、目が暗さに順応していなかったことから、本件防波堤に向首していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考え</p>

	られる。
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、洲本港の防波堤入口付近をサーチライトで防波堤等を確認しながら東進中、船長が、防波堤入口に向けようとして右転を開始し、サーチライトを消灯したものの、目が暗さに順応していなかったため、本件防波堤に向首していることに気付かず、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーチライトで前方を照射しながら航行する場合は、消灯後に目が暗さに順応するまでに時間を要するので注意すること。 ・港内では、レーダーを近距離レンジとして見張りに活用すること。